

平成30年 清里町農業委員会第1回議事録

清里町農業委員会第1回総会議事録の縦覧について

1. 開催年月日 平成30年1月30日（火）

2. 開催場所 清里町役場3階各種委員会室

3. 開会・休憩・閉会時刻

◆ 開会時刻 15時00分

◆ 閉会時刻 16時30分

4. 出席委員は、次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名
1	柳谷克彦	8	河西富士夫
2	新井大介	9	山本敏夫
3	佐藤均	10	五味定信
4	青野徹	11	岡本勝弘
5	茂木祐一	12	安田貴史
6	太田智美	13	寺島和男
7	輿水薫	14	森本宏

5. 欠席委員は、次のとおりである。

無し

6. 遅刻委員は、次のとおりである。

無し

7. 早退委員は、次のとおりである。

無 し

8. 出席した事務局員は、次のとおりである。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	藤代 弘輝	事務局次長	小林 正明

9. 会議に付した事件

議 案 番 号	件 名
議 案 第 1 号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議 案 第 2 号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

別 紙

議事内容記録

議長

(あいさつ)

ただいまの出席委員数は、14名です。

ただいまから、平成30年第1回農業委員会総会を開催します。

日程第1、会期の決定についてを議題とします。

本総会の会期は提案件数、議案等の内容から判断して、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありますか。

全員

(ありません)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第30条第2項の規定により

6番 太田委員、7番 奥水委員を指名します。

日程第3、会長諸報告を行います。事務局より報告願います。

局長

会長諸報告です。

1番、北海道農業者年金協議会臨時総会です。1月24日に札幌市 北海道自治会館で行われまして、森本会長が出席しております。役員の欠員補充について話し合われております。

2番、全道農業者年金研究会です。1月24日、札幌市 北海道自治会館で行われております。森本会長・奥水委員・青野委員・柳谷委員・事務局で参加しております。「『人』こそ資源～人を育て、地域を育てる」という内容で受講しております。

3番、農業委員会活動強化研修会（担い手育成協議会）です。1月25日札幌市 かでる2. 7で行われております。寺島代理・事務局・JA佐渡主幹で出席しております。「担い手確保・育成と円滑な経営継承」「富良野市農業担い手育成機構による新規就農の育成」について受講しております。

以上です。

議長

これで会長諸報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題とします。

関連がありますので1番～3番についてについて調査委員の茂木委員に一括して説明を求めます。

5番（茂木委員）

5番 1番～3番について説明いたします。

いずれも申請人の内、貸主は●●●さんです。

1 番について説明いたします。

本件は、平成30年1月10日に申し出があり、1月19日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●● 1筆で、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は20,000㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり13,000円で、台帳面積20,000㎡により年額260,000円です。

権利の期間は平成30年1月31日～平成33年1月30日までの3年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

続いて2番について説明いたします。

本件は、平成30年1月10日に申し出があり、1月23日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●● 他2筆で、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は36,367.99㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり15,000円で、台帳面積36,367.99㎡により年額545,520円です。

権利の期間は平成30年1月31日～平成33年1月30日までの3年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

続いて3番について説明いたします。

本件は、平成30年1月10日に申し出があり、1月19日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●● 他4筆で、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は50,353㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり15,000円で、台帳面積50,353㎡により年額755,295円

権利の期間は平成30年1月31日～平成33年1月30日までの3年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてよろしく申し上げます。

議長 | これから質疑を行います。

全員 | 質疑（異議）なし

議長 | 4番について調査委員の佐藤委員に説明を求めます。

3番（佐藤委員） | 3番 4番について説明いたします。

本件は、平成30年1月10日に申し出があり、平成30年1月19日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて内容調整会議を開催しております。

申請人の内、
貸主は、●●●さんです。
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、向陽●●● 他4筆で、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は32,270㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり11,000円で、台帳面積32,270㎡により年額354,970円です。

権利の期間は平成30年1月31日～平成33年1月30日までの3年間です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてよろしくお願ひします。

議長 | これから質疑を行います。

全員 | 質疑（異議）なし

議長 | 5番について調査委員の青野委員に説明を求めます。

4番（青野
委員）

4番 5番について説明いたします。

本件は、平成30年1月10日に申し出があり、1月19日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて内容調査会議を開催しております。

申請人の内、
貸主は、●●●さんです。
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、江南●●●他7筆で、地目は公簿・現況共に畑で、台帳面積の合計は29,953㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は10aあたり7,000円で、台帳面積29,953㎡により年額209,670円です。

権利の期間は平成30年1月31日～平成40年1月30日までの10年間で、当事者間の法律関係は賃貸借です。

調査委員の意見としては、本申請は新規の利用権の設定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

審議についてよろしくをお願いします。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第1号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員 (挙 手)

議長 挙手全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

関連がありますので1番、2番について調査委員の安田委員に一括して説明を求めます。

12番 (安田委員) 12番 1番、2番について説明いたします。

本件は、平成29年12月6日に申し出があり、1月15日に申請人、候補者、右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を開催しております。

1番について説明いたします。

申請人の内、
譲渡人は、●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●● 他1筆、地目は、公簿・現況共に全て畑です。
台帳面積の合計は14,155㎡であります。(図面参照)

利用調整の結果、
譲受人は ●●●さんとなりました。

権利の移転時期は平成30年1月31日です。

対価は台帳面積14,155㎡に対し10aあたり370,000円で計算した結果5,237,000円です。

対価の支払い期限は、平成30年5月31日で、当事者間の法律関係は売買です。

続きまして、2番について説明いたします。

申請人は1番と同じく、
貸主は、●●●さんです。
借主は、●●●さんです。

土地の所在は、上斜里●●● 1筆、地目は、公簿・現況共に畑です。
台帳面積の合計は34,948㎡であります。(図面参照)

権利の種類は賃借権。借賃は年額400,700円です。
権利の期間は平成30年1月31日から平成39年2月28日までの9年1ヶ月です。

今回は、昨年2月に設定されました賃貸借の内、1番によりその一部が売却されたため、その部分の賃貸料を減額し、残りの期間を引き継ぐ設定であります。

いずれの案件につきましても、譲受人及び借主である●●●さんにつきましては農業者としての資質経験なども十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業経営基盤促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適確と考えます。

審議についてよろしく願いいたします。

議長 これから質疑を行います。

全員 質疑(異議)なし

議長

関連がありますので3番～6番について調査委員の安田委員に一括して説明を求めます。

12番（安田委員）

12番 3番～6番について説明いたします。

本件は、平成29年12月に申し出があり、平成30年1月15日に申請人、右記載の調査委員、事務局にて地域協議を開催しております。

申請人の内、
借主は全て、●●●さんでありますので、3番から順に貸主以降の情報につきまして説明いたします。

3番の申請人の内、
貸主は、●●●さんです。

土地の所在は上斜里●●●他12筆、地目は公簿の●●●が山林、●●●の内が用悪水路、他は全て畑で、現況は全て畑です。
台帳面積の合計は193,476㎡です。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権、借賃は無償です。

権利の期間は、平成30年1月31日から平成40年1月30日までの10年間です。

当事者間の法律関係は使用貸借です。

続きまして4番について説明いたします。

4番の申し出は平成29年12月21日、
貸主は、●●●さんです。

土地の所在は 上斜里●●● 1筆、地目は公簿・現況共に畑。
台帳面積は16,265㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は年額161,000円です。

権利の期間は平成30年1月31日から平成35年11月26日までの5年10ヶ月です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

続きまして5番について説明いたします。

5番の申し出は平成29年12月21日、
貸主は、●●●さんです。

土地の所在は 上斜里●●● 他10筆、地目は公簿は●●●が山林、他は全て畑。現況は全て畑です。

台帳面積の合計は88,427㎡です。（図面参照）

権利の種類は賃借権。借賃は年額609,000円です。

権利の期間は平成30年1月31日から平成37年12月23日までの7年11ヶ月です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

続きまして6番について説明いたします。

6番の申し出は平成29年12月25日、
貸主は、●●●さんです。

土地の所在は 上斜里●●● 1筆、地目は公簿・現況共に畑です。

台帳面積は10,830㎡です。(図面参照)

権利の種類は賃借権。借賃は年額108,000円です。

権利の期間は平成30年1月31日から平成34年3月29日までの4年2ヶ月です。

当事者間の法律関係は賃貸借です。

今回は●●●さんの経営移譲に伴う利用権の設定であり、3番については使用貸借の新規設定、4～6番については現契約の借主を変更し、残り期間を引き継ぐ貸借権の設定であります。

いずれについても借主については農業者としての資質・経験を十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。
農業基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

審議についてよろしく願いいたします。

審議についてよろしく願います。

議長 これから質疑を行います。

寺島委員 10a当たりの単価について全て教えていただきたい。

12番(安田委員) 4番については、実測面積10a当たり10,000円です。
5番については、実測面積10a当たり9,000円です。
6番については、実測面積10a当たり10,000円です。

以上です。

議長 他に質疑はありませんか。

全員 質疑(異議)なし

議長 7番について調査委員の河西委員に説明を求めます。

8番（河西
委員）

8番 7番について説明いたします。

本申請は平成29年12月27日に申し出があり、平成30年1月15日に右記載の調査委員、事務局にて利用調整会議を行っております。

申請人の内、

貸主は、●●●さんです。

借主は、●●●さんです。

なお、借主・貸主は親子であり、農業委員会に委任され欠席でした。

土地の所在は 神威●●● 他1筆、地目は公簿・現況共に全て畑です。

台帳面積の合計は32,749㎡です。（図面参照）

権利の種類は使用貸借権。借賃は無償です。

権利の期間は平成30年1月31日から平成40年1月30日までの10年間です。

当事者間の法律関係は使用貸借です。

今回は利用権の期間満了に伴う継続による更新であり、借主については農業者としての資質・経験を十分に備えており、今後も安定した農業経営が見込まれます。

農業基盤強化促進法第18条第3項の利用集積計画による適確要件も満たしていることから、本調整については適切と考えます。

議長

これから質疑を行います。

全員

質疑（異議）なし

議長

お諮りします。議案第2号は、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員

（挙手）

議長

挙手全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

本総会に付された案件は全て終了しました。これで本日の総会を終了します。

上記議事録は事務局長 藤代 弘輝 の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年2月26日

会 長 森 本 宏

署名委員 太 田 智 美

署名委員 興 水 薫